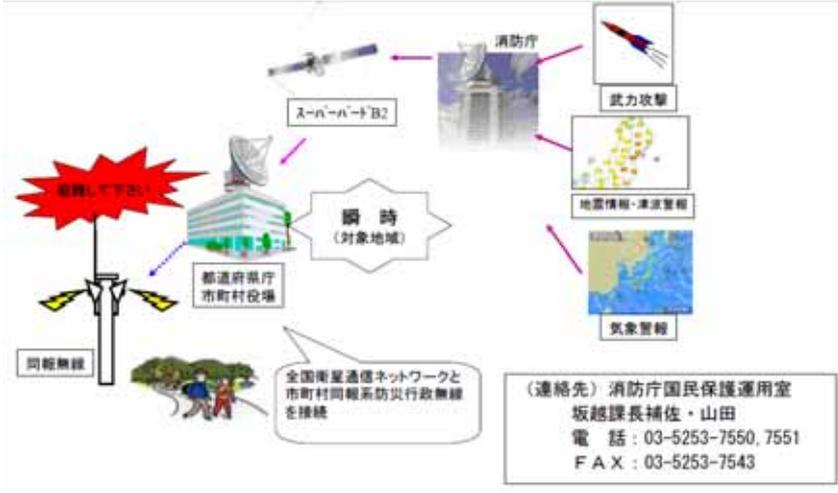


流山市地域防災計画事前協議（確認事項）意見【第2回】

風水害等編

章	節	頁	指 摘 事 項	No.
目次			<p>下記のとおり修正をお願いします。</p> <p>→第2章 第1節 第4 1 「<u>防火管理体制の強化</u>」を「<u>防災・防火管理体制の強化</u>」に修正、</p> <p>第2章 第3節 第5 1・2 を削除、</p> <p>第2章 第3節 「<u>第5 ため池等災害対策・・・2-29</u>」及び「<u>第6 孤立集落対策・・・2-29</u>」を追加、</p> <p>第2章 第9節 第3 4 「<u>防災教育、防災訓練の実施</u>」を「<u>防災学習、防災訓練の実施</u>」に修正。</p> <p>第3章 第4節 第1 2 「<u>災害発生時の警備活動</u>」を「<u>災害警備活動要領</u>」に修正、</p> <p>第3章 第5節 第7 「<u>8 ペットの対策・・・3-89</u>」を追加し、「<u>9 災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額等</u>」に修正。</p> <p>第4章 第1節 第5 3を削除。</p>	140
1	4	14	<p>第5 指定公共機関 表 指定公共機関の事務又は業務の大綱 (2/2)</p> <p>→表中の 郵便局株式会社 「<u>イ 郵便事業(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること。</u>」を削除。</p> <p>※ 千葉県地域防災計画の修正作業を現在しておりますが、郵便局株式会社から上記について削除の申し出がありましたので、貴市地域防災計画においても削除をお願いします。</p>	141
2	3	27	<p>第2 警戒避難体制の整備 5 警戒・避難・救護等緊急対策に関する体制整備 エ</p> <p>→「<u>自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難勧告の伝達</u>」を「<u>自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の伝達</u>」に修正。</p>	142

2	7	4 5	<p>第2 災害通信施設の整備 3 情報通信設備の整備</p> <p>→「(2) 消防無線の整備</p> <p>消防無線には、周波数別に市町村波、救急波、県内共通波、全国共通波がある。今後、広域応援体制による通信等を活用し、音声、文字、映像等多様なメディアにより容易な状況把握が可能となるよう整備に努める。」を</p> <p><u>「(2) 消防救急無線の整備</u></p> <p><u>消防救急無線は、電波法関係審査基準において、現行のアナログ方式から、平成28年5月末日までにデジタル方式に移行しなければならないこととされていることから、平成25年4月の運用開始に向けて、県域を1ブロックとした消防救急デジタル無線網の整備に取り組んでいる。」</u></p> <p>に修正。</p>	143
2	7	4 6	<p>第3 県の災害通信施設 1 県防災行政無線</p> <p>→「防災行政無線は、防災情報の受伝達を行うための根幹となる通信手段であることから、災害発生時においても安定した運用が確保できるよう地上系と衛星系で二重化した通信回線を整備している。</p> <p>また、ネットワークの安全性や整備・運用の経済性等を勘案し、地上系は電気通信事業者の光回線とし、衛星系は第2世代地域衛星通信ネットワークを利用する。(防災行政無線再整備ネットワーク構成概念図参照)」を</p> <p>「県防災行政無線は、防災情報の受伝達を行うための根幹となる通信手段であることから、災害発生時においても安定した運用が確保できるよう地上系と衛星系で二重化した通信回線を整備している。</p> <p>また、ネットワークの安全性や整備・運用の経済性等を勘案し、地上系は電気通信事業者の光回線とし、衛星系は第2世代地域衛星通信ネットワークを利用する。(災害通信連絡系統図参照)」に修正。</p>	144

2	7	46	<p>第3 県の災害通信施設 1 県防災行政無線</p> <p>→「カ 緊急地震速報受信システム」を削除。</p> <p>※ 緊急地震速報は、J-ALERT（全国瞬時警報システム）で配信されています。J-ALERTは、重大な緊急情報を一刻も早く国民に伝えるために直接、該当地域の同報系防災行政無線を自動起動するシステムです。</p> <p>従来の情報伝達は、口頭またはFAXなど人手を介するため、末端に伝わるまで20分近くかかっていた。しかし、大地震や津波・武力攻撃など一刻を争う緊急事態では間に合いません。そこで、人工衛星を経由して、直接、防災行政無線を自動起動して、国からの警報を伝える「J-ALERT 全国瞬時警報システム」が開発されました。</p>  <p>（連絡先）消防庁国民保護運用室 坂越課長補佐・山田 電話：03-5253-7550, 7551 FAX：03-5253-7543</p>	145
2	7	46	<p>第3 県の災害通信施設 1 防災行政無線 （1）地上系</p> <p>→「多重マイクロ無線で結んでいる」を「多重マイクロ回線で結んでいる」に修正。</p>	146
2	7	46	<p>第3 県の災害通信施設 1 防災行政無線 （2）衛星系</p> <p>→「通信が可能な衛星車載局を整備し」を「通信が可能な衛星通信車を整備し」に修正。</p>	147
2	7	48	<p>→「図 防災行政無線再整備ネットワーク構成概念図」を「図 災害通信連絡システム図」に修正。</p>	148

2	7	49	<p>第3 県の災害通信施設 2 千葉県防災情報システム</p> <p>→「本システムは、平成9年度から運用していたシステムに代わる新たなシステムであり、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、指示情報等の収集・処理の迅速化を図るとともに、気象情報、地震情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民と共有して、的確な防災対策の遂行に役立てることを目的として平成19年4月から運用が開始されている。」</p> <p>を</p> <p>「本システムは、<u>災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、指示情報の収集・処理の迅速化を図るとともに、気象情報、地震情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民と共有して、的確な防災対策の遂行に役立てることを目的として運用されている。</u>」に修正。</p>	149
2	7	49	<p>第3 県の災害通信施設 2 千葉県防災情報システム (1) システムの特徴 ウ 情報通信技術 (ICT) を活用した災害に強いシステム</p> <p>→「各サーバの二重化に県防災行政無線をバックアップとして利用されている。」を「各サーバの二重化に<u>加え、県防災行政無線回線をバックアップ回線</u>として利用されている。」に修正。</p>	150
2	7	51	<p>→「図 防災情報システム構成概念図」を「図 <u>千葉県防災情報システム系統図</u>」に修正。</p>	151
3	1	1	<p>第1 活動体制 1 注意配備 (1) 配備伝達等</p> <p>→「<u>副市長</u>から注意配備の決定を受けときは」を「<u>市長</u>から注意配備の決定を受けたときは」に修正。</p> <p>※ P3-15 「表 配備要員体制の決定者」にあるとおり、決定者は市長です。</p>	152

3	1	2 3	<p>第4 災害救助法の適用手続等 3 災害救助法の適用手続き</p> <p>(2) 適用要請の特例</p> <p>→「災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して、県知事による救助の<u>実施決定を待つことができない場合には</u>、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況をただちに県知事に報告し、<u>その後の措置に関しては県知事の指揮により行うものとする。</u>」を</p> <p>「災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して、県知事による救助の<u>実施を待つことができないときは</u>、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告<u>するものとする。</u>」に修正。</p>	153
---	---	-----	--	-----

			<p>ときは、直ちに避難誘導員を要所に配置するものとする。避難誘導員は、夜間時の照明資機材の活用等をはじめとして安全な避難交通の確保に努めるとともに、活発な広報活動等を実施し、避難者の混乱による事故やもめごと等が発生しないよう、適切な誘導を行うものとする。</p> <p>また、避難場所及び避難所には、所要の警戒員を配置し、関係機関の職員と密接に連絡を取りながら、避難者の保護及び避難場所等の秩序保持に努めるものとする。」</p> <p>と記載されていますが、内容については、流山警察署は合意されていると思われませんが、確認をお願いします。</p>																			
3	7	123	<p>第4 緊急輸送 1 輸送車両等の確保 (2) 輸送車両等の確保</p> <p>ア 車両 (イ) 調達 C</p> <p>→「協力を要請を行う」を「協力の要請を行う」に修正。</p>	157																		
3	7	124	<p>下記のとおり修正</p> <p>第4 緊急輸送 1 輸送車両等の確保 (2) 輸送車両等の確保</p> <p>表 県の連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務時間内・外</th> <th>連絡先名称</th> <th>NTT 電話番号</th> <th>県防災 行政無線 電話番号</th> <th>県防災 行政無線 FAX 番号</th> <th>NTT FAX 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務時間内</td> <td>消防地震防災課</td> <td>043-223-2175</td> <td>500-7361</td> <td>500-7298</td> <td>043-222-5208</td> </tr> <tr> <td>勤務時間外</td> <td>消防地震防災課</td> <td>043-223-2178</td> <td>500-7225</td> <td>500-7110</td> <td>043-222-5219</td> </tr> </tbody> </table>	勤務時間内・外	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災 行政無線 電話番号	県防災 行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号	勤務時間内	消防地震防災課	043-223-2175	500-7361	500-7298	043-222-5208	勤務時間外	消防地震防災課	043-223-2178	500-7225	500-7110	043-222-5219	158
勤務時間内・外	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災 行政無線 電話番号	県防災 行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号																	
勤務時間内	消防地震防災課	043-223-2175	500-7361	500-7298	043-222-5208																	
勤務時間外	消防地震防災課	043-223-2178	500-7225	500-7110	043-222-5219																	
3	8	137	<p>下記のとおり修正</p> <p>第2款 自衛隊派遣要請計画 第3 災害派遣要請の手続き 2 災害派遣の要請先</p> <p>→「表 自衛隊の連絡先」陸上自衛隊需品学校（松戸）の県防災行政無線電話「631-723(当直)」を「636-723(当直)」に修正。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部隊名</th> <th colspan="2">連絡責任者</th> <th rowspan="2">NTT 電話番号 ()は当直司令</th> <th rowspan="2">県防災行政無線 電話</th> </tr> <tr> <th>時間内 (8:00~17:00)</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野)</td> <td>第3科 防衛班長</td> <td>駐屯地 当直司令</td> <td>047-462-2141 内線 202、235、 236(302)</td> <td>632-721 632-725(当直)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 受品学校 (松戸)</td> <td>企画室 副室長</td> <td>駐屯地 当直司令</td> <td>047-387-2171 内線 202、(302)</td> <td>636-721 636-722(FAX) 636-723(当直)</td> </tr> </tbody> </table>	部隊名	連絡責任者		NTT 電話番号 ()は当直司令	県防災行政無線 電話	時間内 (8:00~17:00)	時間外	陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	047-462-2141 内線 202、235、 236(302)	632-721 632-725(当直)	陸上自衛隊 受品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	047-387-2171 内線 202、(302)	636-721 636-722(FAX) 636-723(当直)	159	
部隊名	連絡責任者		NTT 電話番号 ()は当直司令		県防災行政無線 電話																	
	時間内 (8:00~17:00)	時間外																				
陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	047-462-2141 内線 202、235、 236(302)	632-721 632-725(当直)																		
陸上自衛隊 受品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	047-387-2171 内線 202、(302)	636-721 636-722(FAX) 636-723(当直)																		

4	1	6	<p>第1 被災者の生活確保 4 り災証明書の発行</p> <p>→「り災証明は、災害救助法による各種の」を「り災証明は、<u>被災者生活再建支援法及び</u>災害救助法による各種の」に修正。</p>	160
4	1	8	<p>第3 災害援護資金の貸付</p> <p>→「<u>県</u>は」を「<u>千葉県市町村総合事務組合</u>は」に修正。</p> <p>※ <u>千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例</u>を確認ください。</p>	161